



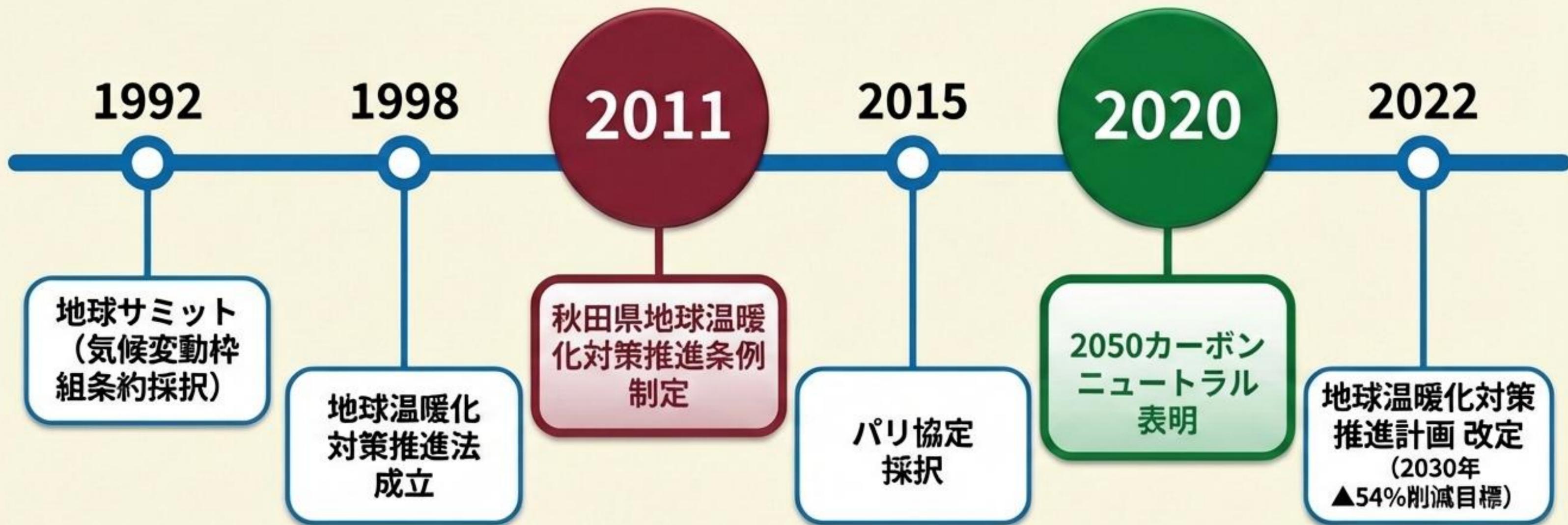
条例計画書制度の概要解説

秋田県地球温暖化対策推進条例に基づく事業者向けガイド

令和8年3月

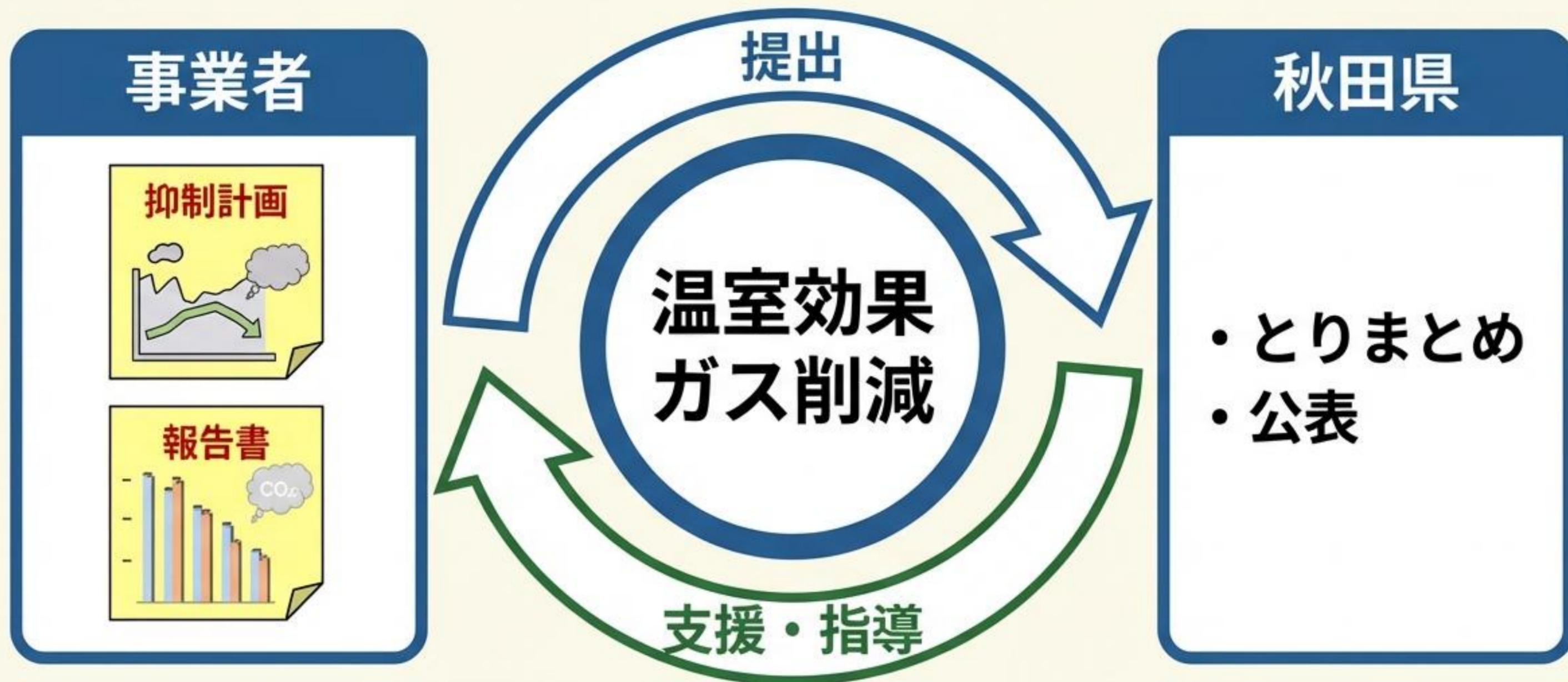
秋田県 生活環境部 温暖化対策課

カーボンニュートラル実現に向けた歩み



自然豊かな県土を次世代に引き継ぐために県民総参加で挑戦

条例計画書制度の全体像



一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者は、計画書・報告書の作成と提出が義務付けられています。

対象となる「特定事業者」の要件



県内の全事業所

≥

1,500kL

(原油換算エネルギー使用量/年)

県内に設置している『全ての』事業所（工場、店舗、営業所など）のエネルギー使用量の合計。

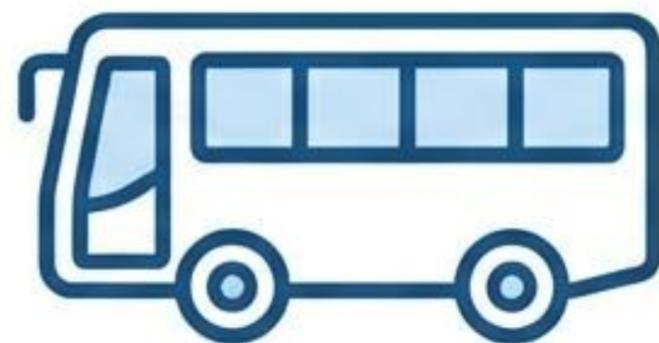
フランチャイズチェーンの場合、加盟している県内全事業所の合計となります。

自動車運送事業者における特定事業者の考え方



トラック（貨物）

200台以上



バス（乗合・貸切）

200台以上

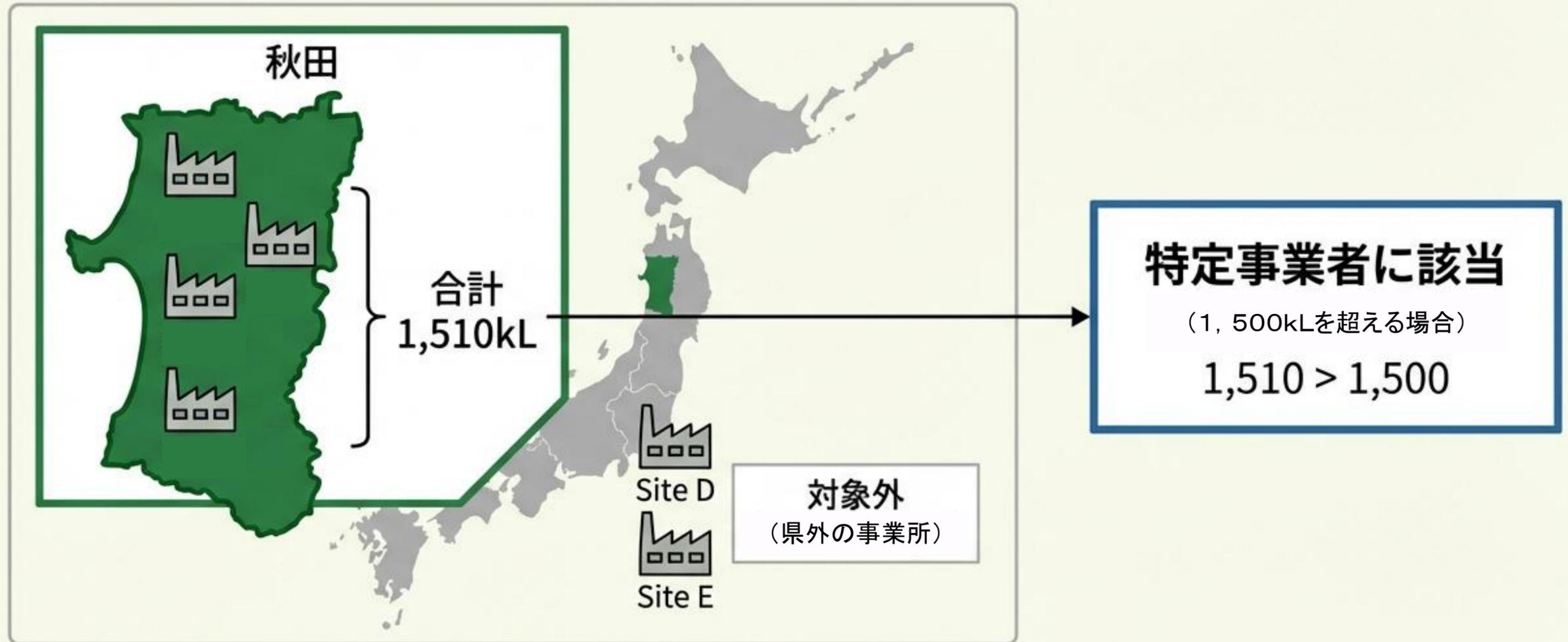


タクシー

350台以上

条件：前年度末時点で『県内に使用の本拠』を登録している車両台数

算定対象となる事業所の範囲



県外の事業所での使用量は合算しません。

県条例・省エネ法・温対法の比較

項目	秋田県条例	省エネ法	温対法
指定基準	県内の合計 エネルギー使用量 (1,500kL以上)	事業者全体の エネルギー使用量	従業員数 及び 排出量
対象ガス	エネルギー起源CO2 + 6.5ガス	エネルギー起源 CO2のみ	全ての温室効果ガス
提出書類	計画書 + 報告書	計画書 + 報告書	報告書のみ



注意：省エネ法の対象外であっても、秋田県条例の対象（特定事業者）になる場合があります。

排出抑制の対象となる温室効果ガス

① エネルギー起源 CO2

燃料の燃焼
電気の使用
熱の使用

② 6.5ガス

非エネルギー起源CO2
メタン (CH4)
一酸化二窒素 (N2O)
HFCs
PFCs
SF6
NF3

※6.5ガスは、種類ごとにCO2換算で100t未満の場合は算定から除外可能です。

温室効果ガスの算定フロー



エネルギー使用量を原油換算する方法

算定式

$$\begin{aligned} & \text{エネルギー使用量} \\ & \times \text{単位発熱量} \times 0.0258 \\ & = \text{原油換算量 (kL)} \end{aligned}$$

使用する係数等

単位発熱量

資源エネルギー庁の数値を参照

換算係数

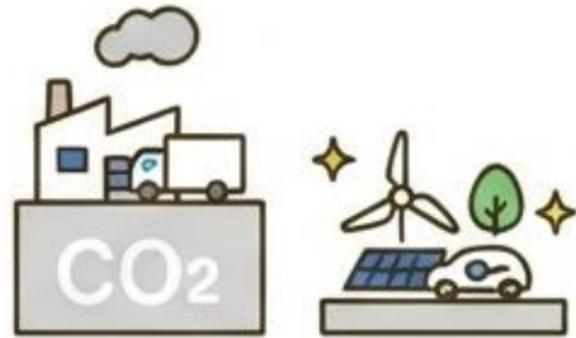
0.0258 kL/GJ (固定値)

参考例：電気使用量の変換過程のイメージ



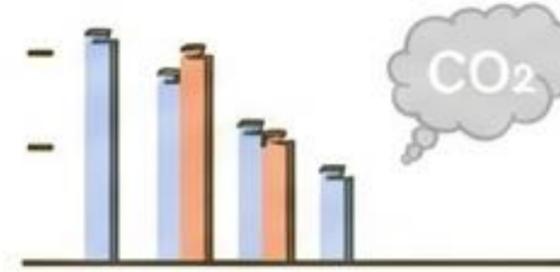
計画書と報告書の役割

温室効果ガス排出抑制計画書



- タイミング:
1～5年に1回作成
- 内容:
削減目標と対策を設定

温室効果ガス排出量等報告書



- タイミング:
毎年提出
(期限：7月末)
- 内容:
前年度の実績を報告

令和6年度以降、再エネ電気の使用に伴う排出量の算定が必要となっています。

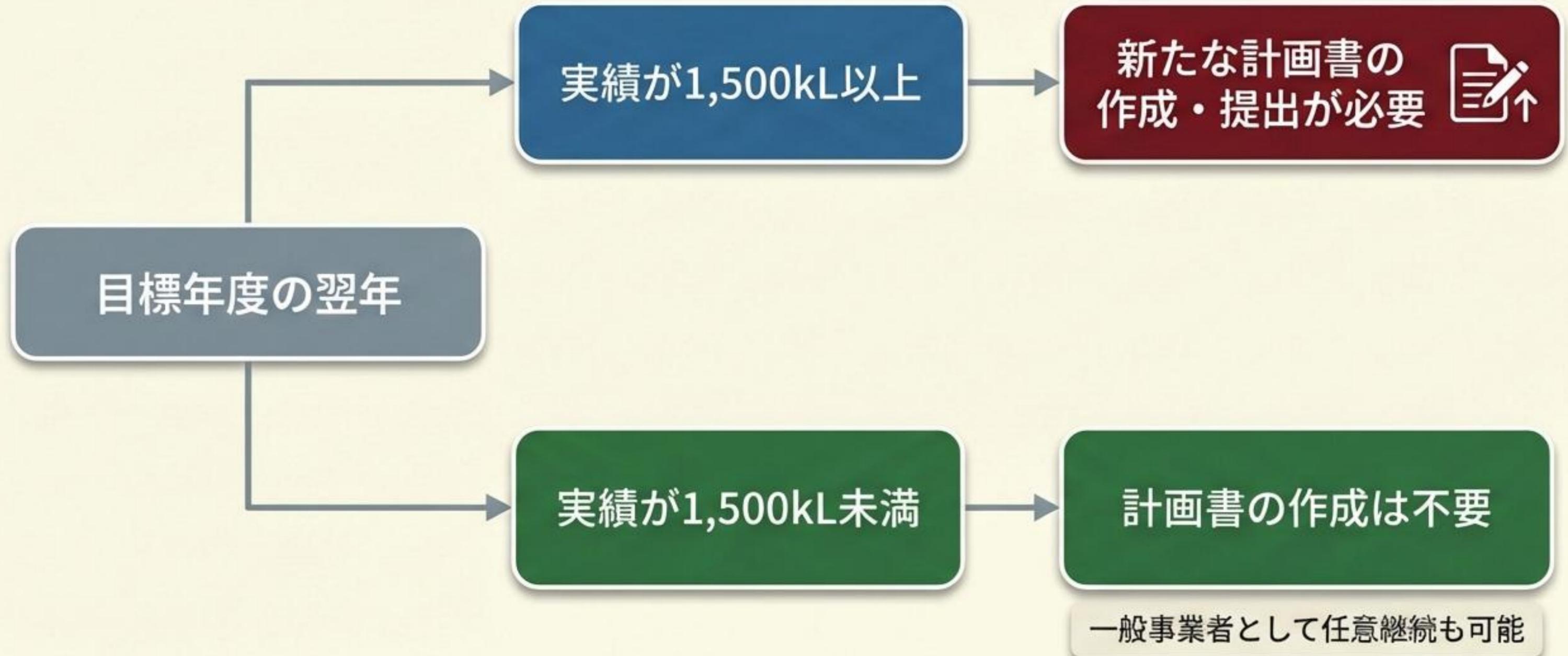
計画期間の設定と提出スケジュールの例

令和3年度の実績を基に、令和4年度から令和7年度までの計画(4カ年)を策定した場合



報告書は『前年度の実績』を翌年7月に提出

計画期間終了後の対応



条例第11条：みなし排出抑制量（クレジット措置）

以下の取組は、排出量から『控除』することができます。

✓ 再生可能エネルギーの
他者への供給

✓ 県内J-クレジットの活用
(再エネ・省エネ・森林)

✓ グリーン電力・熱証書の
取得

✓ FIT非化石証書の取得

✓ 県の認証制度に基づく
森林保全・整備

✓ 県産材の利用

✓ 再生可能エネルギー由来
電力への切替

計画の変更・廃止・基準年度の特例



変更

代表者名、名称、所在地の変更時は報告が必要です。

※ 事業所・店舗等の増設、増産に伴う設備の拡張などにより、エネルギー使用量の大幅な増加が明らかになった場合等も、抑制計画の変更が必要です！



廃止

事業所閉鎖などで、期間中に1,500kL未満になることが『明らか』な場合は計画を廃止可能です。



基準年度の特例

事業活動の『著しい変動』がある場合、基準年度を過去3年平均などに変更可能です（要協議）。

計画書・報告書の公表について

報告書の公表プロセス

提出された計画書等は
県がとりまとめ、
ウェブサイトで
公表されます。



勧告・公表 (Penalties)

未提出や虚偽報告には『勧告』を行い、
従わない場合は『事業者名を公表』
することがあります。

『あきたゼロカーボンアクション宣言』



- 2050年カーボンニュートラルを目指し、自らの取組を宣言しませんか？
- 宣言事業者は県が積極的にPRへします。



登録はこちら

美の国あきたネット(コンテンツ番号71118)

★お問合せ先はこちら

秋田県生活環境部 温暖化対策課

調整・省エネルギーチーム

電話番号 018-860-1573

メールアドレス en-ondanka@pref.akita.lg.jp